

海南市行政改革大綱



平成 2 2 年 4 月

海 南 市

目 次

第 1 行政改革の必要性

- (1) これまでの取り組み 1
- (2) 行政を取り巻く環境の変化 1
- (3) 更なる改革の必要性 3

第 2 行政改革の目標と基本方針

- (1) 目標 4
- (2) 基本方針 4

第 3 行政改革の進め方

- (1) 行政改革の推進体制 6
- (2) 大綱の計画期間 6
- (3) 実施及び進行管理 6

第 4 行政改革推進の具体的方策

- (1) コスト意識を取り入れた事務事業の整理合理化の推進 7
- (2) 意欲あふれる職場の醸成 8
- (3) 便利で使いやすいサービスの提供 9
- (4) 市民との協働による行政運営の推進 10
- (5) 公営企業等の効果的運営の推進 11

- 行政改革大綱体系図 13

第１．行政改革の必要性

（１）これまでの取り組み

行政改革の推進については、平成１７年３月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が総務省から示され、平成１７年４月に旧海南市及び旧下津町が合併して新たに誕生した海南市においても海南市行政改革本部を設置して、市民を交えた海南市行政改革懇話会との協議を行いながら、平成１８年３月に「海南市行政改革大綱」を策定し行政改革に取り組んできました。

大綱では、「将来にわたって持続的に発展を続ける市政の実現」を目標に掲げており、平成１７年度から平成２１年度までの期間において、５つの基本方針「コスト意識を取り入れた事務事業の整理合理化の推進」「意欲あふれる職場の醸成」「便利で使いやすいサービスの提供」「市民と協働による行政運営の推進」「公営企業等の効果的運営の推進」を定めて行政改革に取り組んできました。

また、平成１８年６月には、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」、同年７月には「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の施行に伴い、行政改革推進のための新たな手法が制度化されたことから平成１８年８月には、総務省から「行政改革の更なる推進のための指針」が示され、一層の行政改革の推進が求められてきたところです。

（２）行政を取り巻く環境の変化

地方分権改革等の進展

地方行政改革の推進については、平成１９年４月に「地方分権改革推進法」が施行され、第２期地方分権改革が進められています。

国においては、地方分権推進委員会により、平成２０年５月に第１次勧告が行われ、同年１２月には第２次勧告、平成２１年１０月に第３次勧告、続いて１１月には、最終勧告となる第４次勧告が行われています。

このため、市町村においては、これまでも増して、基礎自治体としての

体制強化を図り、自らの責任と判断（自己決定・自己責任）に基づく、自立した地方行財政経営が求められています。

市民ニーズの複雑化・多様化

近年、インターネットを初めとする通信技術の格段の進歩・普及や、財政・金融システムなど社会・経済に大きな影響を及ぼす仕組みが複雑化し、その変化は、国を超えて地球規模で急速に拡大化しています。

それに伴い、我が国においても、新たな課題への的確な対応が求められているとともに、市町村における市民ニーズの複雑化・多様化が進んでいます。

このため、海南市においても、行財政システムの変更が急務となっており、行政組織の機能向上や見直し、職員の対応能力開発など、市民サービス向上のための絶え間ない改革と体制作りが求められています。

人口の減少及び高齢社会の到来

我が国においては、戦後64年が経過し、平成生まれの成人が誕生する中で、団塊の世代の定年を契機に少子高齢化が進行し、経済成長を支える生産年齢人口の減少に歯止めが掛けられない状況にあり、今後このことによる経済成長へのマイナス影響などが避けられないことが危惧されています。

高齢者人口の急激な増加は、市民生活においても、社会や経済の仕組みに急激な変化を及ぼしています。介護や福祉の分野では、若年労働力の不足が懸念され、子育て支援や年金、市民の健康を維持する医療・健康保険などに必要な費用が急激に増加することにより、地方公共団体の財政に重大な影響が及んできています。

このような状況において、少子化の進行を踏まえ、限られた財源の中での保育・教育現場における対応や市民のための行政運営はどうあるべきか、行政のサービス範囲はどこまでかなど、市民を交えて議論する必要性が生じています。

厳しい市の財政状況

平成20年には、アメリカ発の地球的規模の財政・金融不安による世界同時不況が起こり、我が国も輸出産業をはじめとする経済への重大な影響が出ています。

このため、地方公共団体においても、深刻な不況の波を受け、地場産業をはじめとして生産や販売において、未だに同時不況前の状況に回復していません。

これに伴い、地方交付税交付金の確保、地方税負担のあり方、中小企業の経営に対する金融不安、若年労働者の雇用問題など、将来が不透明な要素が取り巻く中で、地方公共団体は、市民サービスの原資となる税収の確保のために市民所得の向上、産業の振興など、深刻な財政状況という大問題を抱えています。

このように、先行きの不安を抱えている財政状況の下で、海南市においても、限られた税財源の中で市民福祉、市民サービスの確保・向上について検討することが、喫緊の重要課題となっています。

(3) 更なる改革の必要性

地方公共団体においては、行政を取り巻く社会及び経済の環境変化と、厳しさを増す財政状況等に適切に対応していくために、行財政課題を正しく認識したうえで取り組みを進めなければなりません。

そのためには、更なる行政改革を進め、事務事業の見直しや無駄を省いて捻出した予算をもとに、時代の要請に応える新しい政策と、重点的に取り組むべき行政課題の克服に努める必要があります。

第２．行政改革の目標と基本方針

（１）目標

本市の各行政施策を計画的・効果的で市民本位の市政として進めるため、行政改革は本市行政の最重要課題の一つであるという認識のもとに、スピード・コスト・成果を重視する民間の経営感覚を取り入れ、将来にわたって持続的に発展を続ける市政の実現を目指します。

この目標の実現に向けて、引き続き、次の５点の基本方針を定め、行政改革を推進します。

（２）基本方針

コスト意識を取り入れた事務事業の整理合理化の推進

実施中の行政事務について評価するシステムを、さらに充実して民間の経営理念や手法等の利点を行政運営に取り入れながら、市民本位、成果重視の視点から限られた人員と財源を有効に活用することにより、コスト意識や経営感覚を取り入れた行政運営を確立します。

意欲あふれる職場の醸成

行政サービスの担い手である職員一人ひとりが資質の向上と意識改革に努め、前例や固定観念にとらわれない柔軟な思考と行動力を持って多様な市民ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、組織の使命や課題の達成に向けて、明確な目標を持って業務に取り組むことができる意欲あふれる職場の醸成に取り組みます。

便利で使いやすいサービスの提供

行政事務の情報化を推進することにより、業務の簡素化・効率化を図るとともに、情報通信技術(ＩＣＴ)を積極的に活用し、市民サービスの迅速化や利便性をより一層向上させるべく、市民が安全に利用できる電子

自治体の構築を進めます。

また、市民の視点に立ったサービスの見直しや窓口業務の改善を進め、質の高い便利で使いやすいサービスを提供します。

市民との協働による行政運営の推進

地方分権時代にふさわしい主体的なまちづくりを行うため、積極的な市政情報の提供による市民との情報の共有化や透明性の向上を図るとともに、市民が政策形成や施策の推進に参画できるシステムづくりに取り組み、市民との協働による行政運営を推進します。

公営企業等の効果的運営の推進

現状の課題を認識し、民間の経営手法を取り入れるなど経営改善に努め、業績の向上に努めます。

第3 行政改革の進め方

(1) 行政改革の推進体制

行政改革の推進体制として、庁内に「行政改革推進本部」、「研究部会」を設置するとともに、民間の有識者等からなる「行政改革推進懇話会」を設置し、市民から意見・提言を受けながら行政改革を推進します。

(2) 大綱の計画期間

この行政改革大綱の計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

(3) 実施及び進行管理

行政改革の実施にあたっては、大綱に基づき、年度計画と可能な限り数値目標を定めた具体的な集中改革プラン（実施計画）を策定し、計画的に取り組めます。

集中改革プランの進捗状況については、関係機関等とのヒアリング実施により、その状況を把握のうえ、「行政改革推進懇話会」に定期的に報告し、意見を求めるとともに、「広報かいなん」等により広く市民に公表します。

第4 行政改革推進の具体的方策

基本方針に基づく改革を実現するための具体的方策は、次のとおりです。

(1) コスト意識を取り入れた事務事業の整理合理化の推進

事務事業の見直し

行政を取り巻く状況の変化や新たな市民ニーズに対応した施策を実施していく必要があります。

限られた財源と人員を最大限に活用し、施策の選択や重点化を図るため、成果重視の視点に基づき、市の事務事業の効果、効率性などを十分に考慮し、一層の事務事業の整理、合理化に取り組みます。

事務事業を見直す上で、客観的に評価する仕組みづくりに取り組み、評価の結果によって、必要に応じて事務事業の廃止、休止、縮小、統合等を図り、市民が真に求める事業を的確に把握し、市が実施すべき施策の適正な選択を図ります。

財政健全化の推進

少子高齢化、地方分権の進展等への対応や国・地方を通じた極めて厳しい財政状況の中で、市政の持続的発展を支える安定した財政基盤を確立するため、市税等の収入確保や使用料、手数料等の受益者負担の適正化、市有財産の有効利用などにより自主財源の確保に努めるとともに、「歳入に見合った歳出」を基本として、定員や給与の適正化など内部管理経費の削減をはじめ、補助金等の見直しを図るなど、自主的かつ計画的に財政構造の改善に努め、合併に伴う国・県の財政支援が終了する平成27年度までに財政基盤の強化を図ります。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、市の関係する公営企業会計等を合算した連結決算を実施し、貸借対照表等により財政状況の公表を行うため公会計の整備を進めます。

民間活力の活用

「民間にできることは民間に」を基本に、行政責任の確保を踏まえながら、信頼性、サービス水準の維持・向上及び費用対効果を十分検討し、民間事業者と競合する事務事業や民間企業の高度な専門知識・経営資源を活用する方が効果的な業務については、民間活力を活用します。

なお、民間に委託する業務内容や費用の検証を継続的に行い、適切な業務を適正な費用で実施します。

また、公の施設の管理については、指定管理者制度の導入により、民間事業者の有するノウハウを有効活用し、市民ニーズに効果的、効率的に対応できるよう取り組みます。

公共施設の計画的かつ適正な配置

市民ニーズや費用対効果、現有施設の実情を踏まえたうえで、「海南市総合計画」や各種計画との整合性を図りながら、現有施設の多目的利用などの有効活用に努め、新設時には複合的機能を持つ施設として効率的な整備を図る必要があります。

少子高齢化の進行など社会情勢の変化により、使用しない公共施設の発生が予測されます。このため、公共施設の計画的な整理を進め、利用の低い施設及び土地などの財産を有効活用し、併せて売却等の処分について取り組みます。

(2) 意欲あふれる職場の醸成

職員の意識改革と職場の活性化

市民ニーズの多様化や地方分権化の流れに的確に対応し、市民満足度を高めていくためには、職員一人ひとりが自分の価値観や判断基準を、お客様である市民の目線に合わせるように意識を変えていくことが必要です。行政能力の向上や高度な専門知識の習得に併せて接遇能力が高い人材育成に取り組みます。

また、目標と意欲を持って職務に取り組む職員を支援し、職員一人ひとりの持つ能力と創造性が発揮できるよう、人事評価システムの充実を図ることで、職員の意識改革と職場の活性化に取り組みます。

簡素で効率的な組織体制の確立

地方分権による新たな市民ニーズや多様化する行政課題に対して柔軟かつ迅速に対応するため、職員数の減少を前提とした組織・機構の見直しや職員相互が応援できる体制など施策に対応した行政体制の構築を図り、簡素で効率的な組織体制を確立します。

定員及び給与の適正化の推進

合併による組織・機構の見直しとともに職員数も削減されていますが、今後も簡素で効率的な行政体制となるよう、中・長期的な定員管理計画を策定し、適正配置による職員一人あたりの業務量の平準化を図るとともに事務効率を高め、極力、定員の縮減と職員の減員に取り組み、定員管理の適正化に努めます。

給与の適正化については、給与水準の適正化を図るとともに、特殊勤務手当等の実施内容を吟味し廃止を含め抜本的に見直しを図ります。また、時間外勤務については、原因の把握に努め、職員の適正配置、事務管理の徹底、事務改善の推進により抑制していきます。

(3) 便利で使いやすいサービスの提供

電子自治体の構築

情報通信技術(I C T)の進展に伴い、パソコンや携帯電話、ナビゲーション装置などのデジタル技術・情報の活用環境が整備され、インターネットの普及、 I C カードの実用化、放送のデジタル化など、 I C T を中心にした社会情勢が大きく変化するなか、より一層の行政サービスの向

上を図るべく、申請や届出手続きの電子化やコンビニエンスストアのキオスク端末等を活用した新たなオンライン手続きなどに対応するシステムを提供するとともに、業務・システムの適正化・効率化を更に推進し、電子自治体の構築を図ります。

市民ニーズに対応した行政サービスの向上

窓口等における市民との対応が、行政に対する市民の評価を左右することが大きく、総合窓口の設置については全ての機能を集積できる場所の確保が困難であるが、市民の利用が多いそれぞれの窓口において、来庁者への的確な対応、要望、意見等への迅速な対応、市民側に立って申請書類等を簡素化し、処理時間の短縮に努めるとともに、公共料金の納付窓口拡大など、市民サービスの向上に努めます。

（４）市民との協働による行政運営の推進

情報公開、情報提供の推進と透明性の向上

公平、公正な市民に開かれた市政を確立し、市民と行政との信頼関係を構築するため、個人情報保護を考慮しながら、情報公開制度の充実や市広報紙やホームページ・電子メール等の活用による市政情報の積極的な提供を行うなど、情報公開・情報提供の推進の向上を図ります。

市民参画・市民との協働体制の確立

市民と行政とのパートナーシップのもと、地方分権時代にふさわしい地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進めるため、市民が行政に参画できる環境づくりに取り組むとともに、地域のまちづくり活動を行う市民団体やＮＰＯ等への支援や、市民の意見や要望を市政に反映させる広聴機能の充実、市の主要な計画策定にあたってはパブリックコメントを実施するなど、市民参画・市民との協働体制を確立します。

(5) 公営企業等の効果的運営の推進

市民病院事業の健全化

海南市民病院は、地域住民の生命と健康を守るため良質な医療を提供し、みんなに信頼され、愛される病院を目指すことを基本理念としています。

平成 16 年度に策定した中期経営計画(海南市民病院事業計画)では、この基本理念に基づき、健全な経営管理体制のもと、少子高齢化に対応し、住民が安心して予防・診断・治療・リハビリテーション及び在宅医療に至る包括的な医療サービスが受けられるよう、地域に開かれた病院事業を推進していく中、業績評価の実施、積極的な情報開示、給与の適正化、定員管理の適正化に取り組んできました。

今後も、中期経営計画の目標達成に向けた取組みを進めるとともに、平成 21 年 3 月に策定した公立病院改革プランに基づく取組みを行い、海南市民病院基本構想に基づいた新病院の平成 25 年 4 月開院を目指します。

水道事業の健全化

安全で安定した水の供給に向けて、水道施設等の整備をはじめ、簡易水道や共同井戸の上水道への統合等を含めた将来における海南市の水道事業中長期計画を策定します。

今まで、石綿セメント管等、老朽施設の更新に併せて配水池の耐震化や緊急遮断弁の設置等を計画的に進めてきました。

今後も、これらの事業を推進するとともに水道事業運営の健全化に向けて、各施設の整備充実、出水不良対策等による有収率の向上、業務の合理化や委託化等を幅広く実施して事業の効率化を進めるとともに、適正な水道料金の設定等により、水道事業運営の安定化を図ります。

土地開発公社の健全化

土地開発公社は、市に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的としていますが、近年、市の財政事情の変化や事業の見直し等によって、保有期間が長くなった土地において金利負担が増加するなど、経営環境は厳しさを増しています。

土地開発公社の経営健全化は、最終的な債務保証者である本市の財政への影響を最小限に留めるためのものであり、保有土地の処分や金利負担の軽減等が必要となります。

今後は、市が要請して取得した土地の処分方針と買い戻し時期を数値目標で表した土地開発公社経営健全化計画を建て、年次的な買戻しの推進に併せて、第三セクター等改革推進債の活用による土地開発公社の解散や一部業務廃止も検討します。

海南市行政改革大綱体系図

